

発言者	内 容
4 議事までは次第のとおり。	
今村 委員長	<p data-bbox="309 342 416 376">4 議事</p> <p data-bbox="309 387 443 421">(1) 報告</p> <p data-bbox="309 432 1441 544">それでは、議事に入ります。今回の検討会議では、県内や県外における取組事例や、地域において楽しみながら防災意識を高める取組である防災キャンプなどを参考としながら、今後の学校防災のあるべき方向性等について議論いただくこととしておりました。</p> <p data-bbox="309 555 1441 801">では、はじめに事務局から、県内や県外の学校における取組例や、県内企業における取組例を報告いただき、また、これまでいただいた意見等を踏まえ整理していただいた「新たな学校防災体制の構築に向けた今後の取組の方向性」について報告していただいた上で、皆様からの意見をいただきたいと思ひます。それでは、報告は4点ありますが、はじめに、「①県内及び他県の学校防災体制整備に係る取組例」と「②県内の企業等における危機管理の取組例」について、伊藤学校安全・防災専門監から説明願ひます。</p>
伊藤 学校安全 ・防災 専門監	<p data-bbox="309 819 1441 880">報告事項「①県内及び他県の学校防災体制整備に係る取組例」について説明させていただきます。はじめに、県内の学校における取組例について説明させていただきます。</p> <p data-bbox="309 891 815 925">配布しております資料1を御覧ください。</p> <p data-bbox="309 936 1441 996">この資料は、県内において、他校のモデルとなるような、地域等と連携した取組を先駆的に行っている6つの学校について調査した結果を取りまとめたものでございます。</p> <p data-bbox="309 1008 1441 1180">1ページを御覧ください。「1 児童生徒や教職員の災害対応能力を高める取組」についてですが、石巻市立河北中学校では、(1)に記載のとおり、生徒を迎える年度始めに、震災時における校区の被害状況や土砂災害等の危険区域について、ハザードマップや現地調査により全教職員で確認しているほか、転入者の大川小学校訪問や、教職員のみでの避難訓練の実施等を通じ、教職員の防災意識を高める取組を行っております。</p> <p data-bbox="309 1191 1441 1285">また、岩沼市立玉浦小学校では、(2)に記載のとおり、毎月15日を「安全・防災の日」として防災学習を行っており、各教職員は、震災等の教訓を踏まえた学習の準備により防災意識を高めています。</p> <p data-bbox="309 1296 1441 1391">次に、2ページを御覧ください。「2 管理職不在時の災害対応に関する取組」についてですが、河北中学校では、(1)に記載のとおり、状況に応じ臨機応変に対応できるよう、シナリオを提示しない、いわゆる「ブラインド型」の訓練を実施しております。</p> <p data-bbox="309 1402 1441 1462">また、登米市立佐沼中学校では、(3)に記載のとおり、管理職不在時の訓練を管理職が観察し、今後の対応に生かせるよう、訓練後に振り返りを行っております。</p> <p data-bbox="309 1473 1441 1610">次に、「3 災害時に避難等をする際の判断材料の整備状況」についてですが、河北中学校及び玉浦小学校では、(1)及び(2)に記載のとおり、地震や津波のほか、大雨や洪水等の防災気象情報ごとに対応方法を定めているほか、気仙沼市立階上小学校では、(3)に記載のとおり、職員室に設置されている防災行政無線等を活用した情報収集体制を構築しております。</p> <p data-bbox="309 1621 1441 1682">また、船岡中学校では、3ページの(5)に記載のとおり、災害発生時に避難する判断材料を「見える化」し職員室等に掲示するなど、職員誰もが即応できるよう準備を行っております。</p> <p data-bbox="309 1693 1441 1792">次に、4ページ及び5ページを御覧ください。「4 地域住民や市町村防災部局等との連携した取組」についてですが、いずれの学校も、地域と連携した学校の安全体制を協議する組織があり、地域の実情に応じ、関係者を参集しております。</p> <p data-bbox="309 1803 1441 1939">船岡中学校では、町の防災主任者会において、町の防災部局担当者から提供された、昨年の東日本台風での浸水エリア等の情報をもとに、地域の災害特性を確認しており、玉浦小学校では、市の総合防災訓練日を出校日とし、児童は地域の一員としてそれぞれの地区の訓練に参加するとともに、在宅時における児童ごとの避難計画を家庭と協力し作成しています。</p> <p data-bbox="309 1951 1441 2049">岩出山小学校では、防犯協会と連携して集団下校訓練や中学校と連携した引き渡し訓練を行っているほか、地域の歴史に詳しい関係者の協力を得て、過去の災害を踏まえた学校防災マニュアルを整備しており、佐沼中学校では、生徒と各自治会が連携して避難所開設運営訓練を行っております。</p>

伊藤  
学校安全  
・防災  
専門監

5ページを御覧ください。河北中学校では、昨年の東日本台風の浸水や土砂災害の危険エリアについて、行政区長や防災部局等と確認しているほか、休日・夜間の災害発生時に生徒がどこに避難するのかを行政区長等と確認しております。

また、階上小学校では、2次、3次避難場所への避難経路を地域の方々と綿密に議論しているほか、学区の防災復興マップを地域の方々の協力を得ながら作成するなど、地域とともに学び合う体制が構築されています。

続きまして、他県の学校における取組例について説明させていただきます。

資料2を御覧ください。この資料は、文部科学省が取りまとめた各都道府県の学校安全に係る取組のうち、他校の参考となるような、地域等と連携した学校防災の取組例を抜粋したものでございます。

1ページを御覧ください。熊本県では、上段の(1)に記載のとおり、県として、平成28年熊本地震を教訓に、全ての県立学校に防災型コミュニティスクール学校運営協議会を立ち上げ、災害が発生した際の協力体制や地域住民を含めた避難に関する連携体制について話し合われています。

また、和歌山県では、1ページの下段の(6)に記載のとおり、南海トラフ地震で10mの津波が24分で来ると予想されている印南町において、ハザードマップを大学教授や地域住民、学校とで共有し、津波に対応した避難場所等の設定に生かしています。

2ページを御覧ください。福井県では、上段の(1)及び(2)に記載のとおり、坂井市等にある小・中学校において、防災士や気象台の専門職を学校防災アドバイザーとして派遣し、学校の立地環境や校舎内外の危険箇所を調査し、適正な避難場所や避難経路、避難についての要注意箇所などについて助言等を行うことで、防災マニュアルや避難訓練の改善につなげています。

岐阜県では、御嵩町において、町の主導により、地域全体の防災力向上の取組が行われており、下段(3)や(5)に記載のとおり、若い世代の防災リーダー育成を目的とした「高校生防災アカデミー」を開講しているほか、風水害を想定した防災訓練を、自主防災組織や町内の小中学生の参加により実施しております。

3ページを御覧ください。長野県では、上段(1)に記載のとおり、千曲川の浸水想定区域内にある上田市の県立養護学校が、大学教授等の学校防災アドバイザーや河川事務所、地域の自治会長、PTA等と協議の上、避難のタイムラインを作成し、保護者との情報共有が図られています。

また、高知県では、中段(2)に記載のとおり、香南市の小・中学校において、地質を専門とする大学教授を学校防災アドバイザーとして招き、教職員や行政区長、地域住民とで周辺の地形や避難経路上の危険箇所を検証するフィールドワークを実施しております。

福岡県では、筑前町の小・中学校において、下段に記載のとおり、一昨年の西日本豪雨で、ため池が決壊し、学校が浸水したことを教訓に、福岡市が主催する防災士養成講座「あん(安全)・あん(安心)塾」修了生で構成された「博多あん・あんリーダー会」を学校安全アドバイザーとして招き、大雨に備えた防災教育や、教職員の防災マップ作成の研修を行っております。

続きまして、報告事項「②県内の企業等における危機管理の取組例」について、説明させていただきます。配布しております資料3を御覧ください。

前回の会議で、企業の危機管理について学校防災に生かせるものがあるのではないかと御意見をいただきましたことから、県内で多数の方々を利用する企業として、「株式会社藤崎様」、「仙台市交通局」及び「株式会社東北ロイヤルパークホテル様」にそれぞれ参考となる取組をお伺いすることができましたので、御報告いたします。

1ページを御覧ください。「株式会社藤崎様」ですが、1に記載のとおり、災害発生時の行動マニュアル等を盛り込んだ「災害対応ポケットマニュアル」を作成の上、デパート内の社員や取引先社員が携帯し、有事に備えています。

危機管理に対する教育については、2に記載のとおり、防災朝礼計画を作成し、毎月1回、シェイクアウト訓練や地震初期対応訓練などを行い、職員の災害対応能力の維持・向上を図っています。

防災訓練については、8に記載のとおり、職員の中でお客様役を設定し、実際に安全確保の指示や誘導等を行い、お客様の立場から客観的に訓練の課題を検証しています。

2ページを御覧ください。地下鉄を運行している「仙台市交通局」では、電車の旅客や駅利用者の安全等を確保できるよう、1に記載のとおり、震災発生直後に取るべき対応について、部署ごとに「震災時初動対応チェック表」として整理しています。

危機管理に対する教育については、2に記載のとおり、組織や職員の災害対応能力を向上できるよう、部署毎に詳細な研修カリキュラムを作成しているほか、毎年、訓練の強化項目を設定し、状

発言者	内 容
伊藤 学校安全 ・防災 専門監	<p>況に応じた訓練を実施しています。</p> <p>災害発生時の利用者等の避難誘導については、4に記載のとおり、例えば、荒井駅においては、大きな津波が予想される場合に、駅の屋上に誘導するなど、具体的に定められています。</p> <p>3ページを御覧ください。仙台ロイヤルパークホテルを運営している「株式会社東北ロイヤルパークホテル様」では、日々の安全管理について、3に記載のとおり、ホテルの特性を踏まえ、災害のみならず、利用者の体調不良や不審者、火災といったリスク毎の初動対応マニュアルを整備しております。</p> <p>また、夜間など管理職不在時に、現場で適切な対応ができるよう、5に記載のとおり、緊急連絡網を強化し、管理職不在時に不測の事態が発生した際の連絡基準を明確化しております。</p> <p>訓練については、時間帯によってリスクが異なることから、8に記載のとおり、様々な時間帯での状況付与のみの訓練や、客役を設定した訓練など、実際の危機を実感できるような工夫を行っております。</p> <p>いずれの企業においても、利用客の安全を第一に考え、災害など有事を想定し、社員が適切に行動できるよう訓練がなされており、学校防災の取組にも参考になるものと考えております。</p> <p>私からの説明は、以上です。</p>
今村 委員長	<p>続いて、地域で防災意識を高める取組である「防災キャンプ」について、石塚社会教育専門監から説明願います。</p>
石塚 社会教育 専門監	<p>教育庁生涯学習課の石塚と申します。私からは、当課で実施している「防災キャンプ推進事業」の事業概要についてご説明させていただきます。</p> <p>本事業は、非常時においても主体的に対応しようとする青少年の育成と、地域防災力の基盤となるコミュニティの醸成を図ることを目的として平成24年度より実施しております。</p> <p>平成24年度は自然の家でのノウハウを活かした防災キャンプ、平成25年度は「おやじの会」での実践を重ねたのちに、平成26年度から市町村へ委託し、沿岸部、内陸部、都市部など地域の実態に応じた防災キャンプを実施してまいりました。</p> <p>主な取組事例を3点紹介致します。</p> <p>2ページをご覧ください。1つ目は自然の家で実施した防災キャンプです。</p> <p>自然の家では、東日本大震災後、楽しみながら取り組む「たちつと」の防災教育を進めております。資料は平成24年に実施した防災キャンプの様子です。天体の位置や様子を観測しながら、現在の自分の位置を確認したり、自分たちが拾った薪で火を起こしたりするなど、自然体験を通して、体験活動を楽しみながら、知らずしらずのうちに防災のスキルを学べるようなプログラムを提供し、実践しました。</p> <p>3ページをご覧ください。具体的な取組の2つ目は、地域と学校が連携した防災キャンプです。市町村の取組では、防災キャンプを実施するにあたり、地域で実施している既存の防災訓練を見直し、地域と学校とが連携した防災キャンプを行いました。また、市町村委託することにより、火山の噴火、川の氾濫による水害等、地域の課題に応じた防災キャンプを実施することができました。</p> <p>資料は、小学生と中学生が地域の防災訓練に参加している事例です。</p> <p>小学校の取組は、学校の授業の防災教室で防災に関する内容を学び、地域の防災訓練を学んだことの実践の場として取り組めるように、地域と学校とが連携をして計画し、実施しました。</p> <p>中学校の取組は、中学生が中心となって避難所の設営や運営を実施しました。こちら、学校が地域の方に対して、取組の目的や内容について説明をし、理解してもらうことで、地域の方は避難民となった視点で参加し、中学生は運営者としての視点で参加することで、中学生と地域の学びがより深いものとなりました。</p> <p>このように、地域と学校とが連携した取組を実施することにより、防災を通して、地域のコミュニティの醸成が図られました。</p>

発言者	内 容
石塚 社会教育 専門監	<p>4ページをご覧ください。具体的な取組の3つ目として、地域で活動しているジュニア・リーダーや高校生が主体となった防災キャンプです。</p> <p>ジュニア・リーダーとは、子ども会の支援や地域で活動している年少リーダーです。ジュニア・リーダーが、事前研修会で防災マップづくりや、サバ飯体験を学び、防災キャンプで小学生の講師となって教えたり、高校生が防災に関するクイズを出したりするなど、青少年が主体となって学びの場を提供しました。</p> <p>また、公民館やおやじの会が主体となって、青少年の防災に対する体験型の防災キャンプを楽しみながら実施することができました。</p> <p>以上のように、青少年が防災について楽しみながら実践的に学ぶことで、「防災力」を身に付け、地域の「防災リーダー」が育成され、その結果、地域の防災力の向上が図られています。</p> <p>以上で防災キャンプ推進事業に関しての説明を終わります。</p>
今村 委員長	<p>続いて、「新たな学校防災体制の構築に向けた今後の取組の方向性」について、鈴木スポーツ健康課長から説明願います。</p>
鈴木 スポーツ 健康課長	<p>報告事項「④新たな学校防災体制の構築に向けた今後の取組の方向性」について、説明させていただきます。</p> <p>資料5の1ページを御覧ください。この資料は、ただ今報告させていただきました、県内外における学校防災体制整備に係る実践例を参考にした上で、これまで委員の皆様からいただきました御意見等をもとに、新たな学校防災体制の構築に向け、今後取り組むべき方向性について、事務局として整理させていただいたものでございます。</p> <p>はじめに、ローマ数字の「Ⅰ 基本方針」についてですが、大川小学校事故に関する最高裁決定において、点線囲みのとおり、学校や教育委員会における事前防災の不備について指摘があったことや、これまでの検討会議において、委員の皆様から、児童生徒等の命を守るためには、日頃から家庭や地域全体で災害に備えることが不可欠であるとの御意見をいただいたことなどを踏まえ、太線囲みのとおり、主な論点に沿って3つの基本方針を立てさせていただきました。</p> <p>1点目は「教職員や児童生徒等における様々な状況下での災害対応能力の強化」、2点目は「地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備」、3点目は「地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築」とし、2ページ以降に、それぞれの基本方針毎に、「現状と課題」、それに対応する「今後の取組の方向性」について整理させていただいております。</p> <p>2ページを御覧ください。ローマ数字の「Ⅱ 各方針における主な課題と取組の方向性」ですが、基本方針毎の主な「取組の方向性」等についてご説明します。</p> <p>はじめに、「基本方針1 教職員や児童生徒等における様々な状況下での災害対応能力の強化」についてですが、地震や津波、台風や豪雨などによる大規模な自然災害が全国的に頻発する中、児童生徒等の命を確実に守るためには、これまで以上の学校防災体制の構築や実践的な防災教育の推進が必要であります。</p> <p>また、特に、震災後に採用された若い世代の教職員や震災を経験していない児童生徒等が増え、震災の教訓の風化が懸念される中、教職員や児童生徒等における防災意識や災害対応能力を維持・向上していくことも不可欠であります。</p> <p>これらの現状等を踏まえ、「教職員」と「児童生徒等」について、今後の取組の方向性を整理しております。</p> <p>まず、「(1)教職員」に係る今後の取組の方向性については、「被災地訪問型研修等を通じた、児童生徒等の命を確実に守るという高い防災意識の醸成」や、「体験型の研修や避難訓練の企画・運営等を通じた、危機に直面した際に的確に判断し、主体的かつ適切に行動できる能力の養成」、「児</p>

<p>鈴木 スポーツ 健康課長</p>	<p>児童生徒等の役割設定による教職員のみでの避難訓練や、第三者による避難訓練の評価等を通じた、客観的な課題の検証」などとしております。</p> <p>3 ページを御覧ください。「(2) 児童生徒等」に係る今後の取組の方向性については、「『みやぎ鎮魂の日』や震災の月命日等における定期的な防災学習の実施など、児童生徒等の防災に対する関心を継続的に高める取組の推進」や、「防災マップづくりのほか、災害時における自分自身の避難計画である『マイ・タイムライン』や『災害・避難カード』の作成などを通じた、防災を自分のことと捉え、的確に状況を判断し適切に行動する態度や能力の育成」、「自然の家での地域の防災活動に役立つプログラムの実施や、学校における地域に対する防災啓発の活動など、児童生徒等が主体的に関心を持って取り組める体験型の防災教育の推進」などとしております。</p> <p>4 ページを御覧ください。「基本方針2 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備」についてですが、地域の災害特性等を含め、継続的に最新の知見を得る取組や、不測の事態にも対応できる防災体制の構築、管理職における防災意識や知識のさらなる向上等が必要であるといった現状等を踏まえ、「地域の災害特性等の把握」、「不測の事態を想定した対応」、「学校設置者等による支援等」について、今後の取組の方向性を整理しております。</p> <p>まず、「(1) 地域の災害特性等の把握」に係る今後の取組の方向性については、「地域や市町村防災部局等と連携した、校区内におけるこれまでの災害での被災箇所や、河川浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の状況確認、及びそれらを踏まえた学校防災マニュアルや避難訓練の見直し」や、「学校設置者等による学校防災マニュアルの定期点検や、二次・三次避難場所及び避難経路の現地調査の実施等による事前防災に係る不備の確実な是正」としてしております。</p> <p>「(2) 不測の事態を想定した対応」に係る今後の取組の方向性については、「学校防災マニュアルにおける管理職や担当者不在時の権限委譲ルールの明確化」や、「地震や津波、風水害など地域で起こりうる全ての災害や、地震に伴う火災等で校舎が使用できない場合など二次災害を想定した学校防災マニュアル等の整備」、「予告なしやブラインド型による避難訓練など、不測の事態にも適切に対応するための訓練の実施」などとしております。</p> <p>5 ページを御覧ください。児童生徒等の命を守るためには、学校の対応のみならず、学校設置者等においても、より主体的に学校防災の体制を充実強化する取組が不可欠であるものと考えております。</p> <p>「(3) 学校設置者等による学校防災体制の強化支援等」に係る今後の取組の方向性については、「管理職を対象とした、被災地訪問型研修等を通じた児童生徒等の命を確実に守るという高い防災意識の醸成」や、「安全担当主幹教諭や防災主任等を対象とした、大学等専門機関や防災関係機関との連携による研修の充実」に加え、学校設置者として各学校における取組を強力に支援するため、「学校防災に係る相談窓口の設置や、大学等専門機関の協力によるアドバイザー派遣等を通じた支援」や「避難訓練の実効性を確保するための評価及び指導に係る手引き、実効性のある学校防災マニュアル見直しのためのガイドライン等の作成」、「災害時における『災害時学校支援チームみやぎ』の派遣による被災校支援及び支援チームの資質向上や活動を支える体制の構築」などとしております。</p> <p>6 ページを御覧ください。「基本方針3 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築」についてですが、児童生徒等は、家庭や地域にいる時間が長いことから、学校だけでなく家庭や地域も防災意識や判断力・行動力を高める必要があります。</p> <p>また、多くの学校が、市町村の指定避難所等になるなど、地域の防災拠点となっていることから、地域との連携が不可欠ですが、地域住民との合同避難訓練や市町村の総合防災訓練への参加が低調であるといった現状等があります。</p> <p>さらに、学校現場においては、地域との連携の必要性は認識しているものの、組織づくり等に難しさを感じているほか、地域の実情や校種によって地域連携の形は異なるため、他校における様々な実践例が参考になるといった声が多い状況にあります。</p>
-----------------------------	---

発言者	内 容
鈴木 スポーツ 健康課長	<p>これらの現状等を踏まえ、今後の取組の方向性については、「地域の災害特性や避難場所・避難経路等を共有するための、地域住民や市町村の防災部局等関係機関と連携したワークショップの開催」や、「地域と連携した校区における防災マップの作成」、「災害特性等を踏まえた地域や市町村の防災部局等関係機関と連携した避難訓練や避難所開設訓練等の実施」といった学校における取組に加え、学校設置者等による取組として、「学校と地域の円滑な連携を促す地域コーディネーターや拠点校に配置された安全担当主幹教諭の積極的な活用」や、これらの取組に対する「大学等専門機関による高度な知見を踏まえた支援」のほか、「地域特性や校種に応じた地域ぐるみの学校防災体制構築に係る優良事例の創出」や「フォーラムの開催等を通じた、学校や地域、関係機関等に対する震災の教訓や実践的な取組等についての情報発信・共有」などとしております。</p> <p>私からの説明は、以上です。</p>
今村 委員長	<p>それでは、「(2) 討議」に移らせていただきます。</p> <p>只今事務局から、事例に加え、資料5により、これまでの議論等を踏まえ整理していただいた「新たな学校防災体制の構築に向けた今後の取組の方向性」について説明がありました。</p> <p>委員の皆様には、この資料5を中心に、資料の前半と後半に分けて、御意見をいただきたいと思っております。</p> <p>はじめに、資料5の前半、1ページ目の「I 基本方針」から、4から5ページ目にある「基本方針2 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備」について、御意見をいただきたいと思っております。名簿順に御発言いただきたいと思っております。麻生川委員よろしくお願ひします。</p>
麻生川 委員	<p>それでは私の方から意見を述べさせていただきたいと思っております。</p> <p>本当に様々な取組があると資料を見させていただいて思いました。その中には、判断場面や行動を問われるような学習というものも、いろいろなところで行われていることにとっても感心しました。今後の取組についても様々な内容を網羅し、まとめていただいたというふうと考えております。</p> <p>前回のお話の中で、良い取組がなされているけれども、人によって温度差があるということが指摘されておりました。このことから、私は学校防災体制を整備していく中で、一人一人が主体性を持って協議に取り組み、防災意識を高めていくために必要なことはどんなことを考えてみました。</p> <p>やや違う視点になってしまうかもしれませんが、私自身の教員生活を振り返ってみても、学校現場は非常に正解を求める意識が強く、例えば防災の課題についても、先進校の事例を取り上げ、それをやりましょうというようなことが多いと思っております。しかし、地域性や独自性のある防災を繰り広げていくためには、この地域ではどのような防災が必要なのかという探究型の防災体制の整備が求められます。それには、誰かがリーダーとして高い専門性のある提案をし、それを認めるという形ではなく、皆が課題を共有した上で、自分なりの立場から考え、異なる意見も出し合ってよりよい方向を見出していくような討論が必要なのかなと思っております。そして、1つの結論を出して終わりというのではなく、その結論で良いのかどうかを継続して協議していくことが求められると思っております。このような取組を進めていくためには、時間を確保することが必要です。</p> <p>学校の中では、そのようなことになかなか慣れていない部分があると思うのですが、医療者や航空業、大学の先生方の中では、チームを組んでいろいろな問題解決にあたるのが一般的になってきています。</p> <p>こういった討論や協議を進めるためには、学校の運営方針として、チームの中でアサーティブな態度を大切に、いろいろな立場を超えて、遠慮なく自分の考えを出し合い、そして考え合うというような協議を進める必要があると思っております。それは先生方のチームでもそうですが、子供たちが防災を考えていく上でも、必要なのではないかなと思っておりますし、防災だけではなく、学校の中のいろいろな問題において見出せないような問題解決にあたる場合にも大切な視点となると考えています。</p>

発言者	内 容
麻生川 委員	<p>こういった取組では、専門家の方々の意見を取り入れることが、チームの質を高めるということになると思います。そのような専門的な知見も取り入れながら、非専門家の意見や、地域に住んでいる方々の意見、そして教員の意見など様々な立場の意見も大切にし、よりよい防災に繋がる方向性を考えていくことが大切だと思います。これが一つ目です。</p> <p>もう一つは、「時間を確保する」ということについてお話ししたいと思います。</p> <p>以前、安全教育を教科化するという話が流れとしてあったと思いますが、それがいつの間にか無くなり、今は総合的な学習の時間や横断的な学習の中で防災に関する内容を扱うという形になってきていると思いますが、やはり時間を確保するということが、どうしても学校の中で防災教育を進めたり、防災の取組を進めたりするためには必要だと思います。</p> <p>しかし、教育現場には新しい教育内容が次々と入ってきており、どうしても今の現場の中で、環境教育や情報教育、健康教育、食育、それから英語活動、特別な教科道徳などの中の一つの防災教育となってしまう、他の教育と横並びの捉え方で防災教育を捉えてしまうこともあるだろうと思います。そうすると、各学校のカリキュラムマネジメントの中で、重点から外されてしまうおそれがあります。</p> <p>防災は命を守るという点で、是非とも必要だという立場からすれば、時間をある程度確保するというのを、学校側に何とか理解してもらおうということが必要だと思います。</p> <p>ひしめき合っているカリキュラムを何とかしようと学校は苦勞していると思いますが、その中でもやはり、防災には時間を取らなければならない、という部分では、私たち教育委員会も後押しをしていかなければならないと思っています。以上です。</p>
今村 委員長	<p>ありがとうございました。主に2点いただきましたが、最後は、如何に時間を確保するかということについて御指摘いただきました。これは、従来から指摘されている重要な点でございます。ありがとうございました。それでは、岡本委員から御意見をいただきます。</p>
岡本 委員	<p>基本方針の前半部分で、留意してほしいと思うところを述べさせていただきたいと思います。</p> <p>一つは、大川小学校の判決についてですが、学校に対して決して不可能を要求するようなレベルではないということは、もう一度繰り返しておきたいと思います。</p> <p>地域の平均的な知見以上に、はるかに高い知識や経験を必要とするというようなことが安全確保義務を果たすべきということの中で述べられておりますが、裁判所は、例えば地震や津波の極めて専門的なメカニズムですとか、地形や歴史的な経緯の学術的かつ専門的な知見を要求するというよりは、むしろ組織として、一般的に果たすべき安全配慮義務という、あるいは学校の場合ですとさらに子供たちの命を預かっているので、安全確保義務ということで表現されてはおりますけれども、本来的には、法律上、組織の運営者が備えていなければならない知見を述べたものであると考えております。我々は、判決が要請することは達成できるものなのだとすることを述べさせていただきたいなと思っております。</p> <p>この裁判所が要求する安全確保義務を達成するためには、実効的なマニュアルと訓練が欠かせないということを、私は以前から申し上げております。特に今回の事例でも御報告いただきました、管理者不在時の対応ですとか、本来の担当者がいない時の対応というのは、かなりいろいろな機関で既に事例があるということでしたので、是非これは横展開して、すべての学校教育機関や、あるいは他の公的な機関も含めてぜひ実施していただきたいなと思っております。</p> <p>その他判例から読み取るべき教訓は第2回の会議で私から資料を提出させていただきましたので、今回は説明を割愛させていただきます。</p> <p>次に、基本方針の後半の部分も含めてですが、主として、「学校」の方で、こういう対応を取るとか、「学校」の方でこういう取り組みを行うべき、というような書きぶりが多いと思います。</p>

発言者	内 容
岡本 委員	<p>基礎自治体の取り組みや義務が強調されているように思います。しかし、やはり裁判例を見ますと、県教育委員会などのサポートですとか、積極的な関与というものがないければ、防災体制の構築は絵に描いた餅ということになってしまいますので、基本方針のところで記述するようにお願いしたいと思います。県側として、県教育委員会として、何ができるのかという点は、基本方針の1と2のところ、特に1の部分で、教職員、あるいは児童生徒向けには記載がありますけれども、教育委員会あるいは県レベルで何ができるのかということは、書いていただくと、現場とサポートする側が、ともに防災に取り組むという点としても強調されるかと思います。指針においては、県の主体性というものをはっきり記述していただければと思います。</p> <p>最後に、基本方針2についてコメントさせていただきますけれども、こちらにつきましては、これまでの中で、先ほど申しました安全配慮義務、または安全確保義務の内容として議論したことが盛り込まれていると思います。繰り返しになりますけれども、どのように県側や教育委員会側がコミットしていけるのかという点につきましては、明確にさせていただきたいと思います。あくまで現場は現場に集中していただいて、細かい判断を現場に即時要求するというよりは、既に訓練で完了していた中で、現場で自分の命と子供たちの命を守ることに注力できる環境を作ってあげたいというところがあります。</p> <p>防災の専属専任の担当者の配備、あるいは教育委員会や県の行政部局からの支援体制。教育委員会がリードして、防災マニュアルや避難経路のチェックをするというようなことを述べさせていただいておりましたが、この辺りは安全担当主幹の先生方や管理職の先生方のスキルアップというところに委ねることももちろん大事ですけれども、さらにそれだけで果たして人的なリソースが足りるのかというところで、これは様々な調整が必要ということは分かった上で申し上げますが、今以上の人的な体制、防災に関わるサポートをより強くできないかという点については、延べさせていただきたいなと思っています。</p> <p>大川小学校では、教職員の先生自身も命を落としていますから、そういう方々のスキルアップが、当然個人でも必要だというのは異論ありませんが、日常からそれを支え続けられる専任専属の担当者が必要なのかなと思います。現在の安全担当主幹教諭、あるいは管理職の方への研修だけではなく、そこにプラス人材の補強というものを検討していただく余地はあるのかなと思います。私からは以上とさせていただきます。</p>
今村 委員長	<p>ありがとうございました。それぞれ基本方針1と2についてコメントをいただきました。それでは続きまして、戸田副委員長お願いいたします。</p>
戸田副 委員長	<p>それでは、この基本方針については、表現をもう少し市民県民に分かりやすいように、一目でこういう方針だということが分かるように、もう少しやわらかい表現が欲しいかなと思います。</p> <p>教育現場ですので、子供たちをどのような姿に育てていきたいのか、どのような力を育てていきたいのかという点を明確にする。それから、教員には一応基本方針1の方に、災害対応能力の強化ということで入っていますが、もう少しわかりやすい表現できないかということです。それから、教職員と児童生徒を基本方針1で一緒にしていますが、これはちょっと違うのではないかなと思います。児童生徒の災害対応能力というものと、教員がもつべき災害対応能力、安全配慮義務や安全確保義務等ありましたが、ちょっと質が違うのではないかということで、ここはやはり児童生徒と教職員は、分けた方が良いのではないかと思います。</p> <p>それからもう一つですが、基本方針3を発展させるとあるかもしれませんが、最後のところに加えて欲しいと思いますが、市民県民の幅広い生涯学習の視点から、宮城県は皆、防災について考えたり学んだり、大人も子供も、保護者も含めて皆、防災について学び合うということで、この東日本大震災の教訓を継続して伝えていくというようなことが、加えられないと寂しいかなという感じがしました。</p>



発言者	内 容
戸田副 委員長	<p>具体的に、基本方針1のところはこんなふうにはどうかと思っているのですが、例えば、基本的なところで、岡本先生からもありましたように、学校では常日頃から不断にやるべきことをやっていること。この中で防災や安全に関わる時間がたくさんあるわけです。そこで、プラス学校独自で工夫をして、いわゆるグッド・プラクティス等を参考にしながら、自分たちの学校でできることを、PDCAサイクル等を使いながらいろいろなことをやっていくということです。</p> <p>重い事柄が新しくたくさん出てくるという印象ではなくて、基本は普段の教育活動でできること、それにプラス生涯学習の視点で防災学習について学んでいく。というふうに示した方が良いのではないかと思います。</p> <p>例えば、児童生徒ということで一つはやはり柱になるのではないかと思います。教育課程については現行と、その前の時もそうでしたが、安全管理、安全防災の面で、かなり強力に各教科と関わって、カリキュラムマネジメントがより効果的になると思います。</p> <p>教育課程に位置付けた、計画的かつ創意工夫した防災、教育の展開により、様々な状況下での児童生徒等の災害対応能力の強化、その災害対応能力ですけど、教育課程が基本にありますよということ、やはりきちんと明示した方が良いかと思います。</p> <p>二つ目は教職員についてですが、目玉は研修だと思えます。そうすると、校内外の各種の研修機会を確保し、防災(安全)に関する知識の習得と各学校の防災マニュアルの作成改善、あるいは、避難訓練等を数多く経験することによる、様々な状況下での教職員の災害対応能力の強化ということで、児童生徒とは分けたらどうかと思います</p> <p>三つ目は、例えば各学校が地域の災害特性を踏まえた実効性のある防災マニュアルの作成による学校防災体制の整備を支援するための教育委員会の機能の強化。ということで、教育委員会についても触れたらどうかということです。</p> <p>それから四番目が、例えば地域住民の学校防災体制構築のための、地域保護者関係機関等との連携の強化ではどうかと思います。</p> <p>それを用いて、今いろいろ整理されているもので、基本的なものや事例などを参考にということと並べて、全部をやろうとすると学校も教育委員会もパンクしてしまいますので、基本的にはしっかりやるべきことと、取捨選択して工夫してやりなさいということ、うまく表現してみようかどうかと思います。</p> <p>それから最後ですが、やはり東日本大震災を経験した宮城県民が、防災を問う思い入れがあつて然るべきかと思っています。そうしますと、ここでは宮城県全体を俯瞰し、生涯教育及び生涯学習の視点や、様々な場を生かした東日本大震災の被害や教訓を風化させない取組の継続。このような形で、大きく5項目の方針に改編してはどうかと思います。〇〇の整備。〇〇の構築という堅苦しい言葉だけが並んだ形ではなく、県民にも受け入れていただけるような表現ではどうかと思いました。</p> <p>方針の各項目の具体的なところについては要点だけ申し上げますと、基本方針1のところについては、まず教科等の防災(安全)の内容というのは明示されているので、学習指導要領総則の中にも触れられており、カリキュラムマネジメントを確立し、効果的に実際確保できている時間にやりましょうということです。それに学校等が独自に選択、アレンジするというスタンスではどうか。その時に副読本の活用やいろいろな資料を整理しながら、各学校で使ってくださいということがあっていいと思います。それから、すでに体験活動の中で防災キャンプの説明もありましたが、そういう工夫のある活動があってもいいというふうに思います。</p> <p>二つ目の教職員については、やはりいろいろな機会でも防災マニュアルの作成と改善というのはPDCAサイクルで回しています。それと、避難訓練についてはいかに目的意識をもって効果的に行うかが重要です。先ほど麻生川先生からありましたように、限られた時間の中で完結しよう</p>

発言者	内 容
戸田副 委員長	<p>とすると、やはり問題があると思います。いろいろな方法があるので、医師や研究者のようにPDCAサイクルを活かし、防災教育や管理に関わって学校でケーススタディをしていただいて、知識や経験を増やしていくことで、最高裁決定の趣旨にあるような安全注意義務や非常時の安全確保に関わる資質や能力を向上するための、知識と経験を高めていくということをきちんとやっていったらどうかと思います。</p> <p>今日、参考に持参しましたが、実はこれは日本スポーツ振興センターがスポーツ事故防止対策の一環として作ったものです。もう100万部を超えているかと思います。これには熱中症や突然死、スポーツ中の重大な事故といったものを防ぐために、ポイントを絞ってコンパクトに書いてあります。これを必要な時にということで、特に部活動の先生などがいつもポケットに入れ、見ていらっしゃるということで、とても役に立つと非常に好評をいただいております。</p> <p>宮城県では学校再開ハンドブックというものを作成したかと思うのですが、やはり、どんな知識が必要かということになりますと、先ほど岡本先生にもありましたが、専門的なそういう深い知識が必要なわけではないと思います。学校防災に必要な知識は何かという、一般的に自然災害のリスクとはどんな種類があって、どんなことがあるのか。それからそのリスクに対応するためには、どんな対応ができるか。それを自分の学校では、どのリスクが可能性として高いのかということを中心にきちんと押さえておくことが大事だと思います。</p> <p>また、避難訓練では、どのような考え方で実施するのか。避難場所の設定の仕方はどうするのかということも一つだと思います。管理職不在時の災害ではどう対応するのか。管理職が戻ってくるのを待ちましようという風にはいかないわけで、とにかく目の前の子供の生命の安全を前提に先生方は行動しなさい。あなたが校長であるか、一教員であるか、養護教諭であるとか、そんなことは問いません。つまり、簡単に言うと命令系統なんて問題ではなくて、すべての教職員、給食の調理員さんかもしれません。目の前の子供の安全を確保するために一体どうしたらいいのかということ、その場で判断して、最善の策を取りなさい。ということ、実はいろいろな有識者会議等と言っております。それを考えると、やはり事前にどんなリスクがあるのか。そういう場合どうしたらいいのか、事前に研修して勉強しておかないと、判断できません。それから知識だけあっても実行できなければ駄目なので、避難訓練と一緒に、いろいろな方々いろいろな角度から問題点を整理して、PDCAを回しながら改善していく必要があります。</p> <p>前述したように、これまでの資料をコンパクトにまとめたハンドブックを先生方に配布するか、あるいはeラーニングなどで学ぶのも良いかと思います。時間がきましたので、委員長から御指示がありましたように、後ほど文書で捕捉させていただきます。</p>
今村 委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、平塚委員よろしく願いいたします。</p>
平塚 委員	<p>平塚です。まず、これまでの会議からいろいろ意見を取り入れて、県教委から現場目線でこれだけの資料を用意していただきましたことに敬意を表したいと思います。</p> <p>非常に現場の視点が生かされていると思うのは、新たに何かというよりは、現在ある学校の組織であるとか、学校の仕組みをどう生かすかという視点で考えていただいたということです。</p> <p>私もそのことは考えていて、新たに何かということは大変なので、あるものをどう生かすのかという視点を大事にしなければと思っています。</p> <p>基本方針1と2についてお話をさせていただきます。</p> <p>まず基本方針1についてですが、災害対応能力について、記載されている通りだと思います。</p> <p>昨年本校の全校生徒に向けて防災について話をする機会がありました。その中の生徒の感想で、こういうことが書かれていました。「また防災の話かと思ったが、校長先生が娘さんを亡くしたという話を聞いて、ちょっと見方が変わった」というものでした。その感想から私が感じたことは、</p>

発言者	内 容
平塚 委員	<p>多分その子は小学校からずっと、きちんとした防災教育を受けてきたのだろうということです。だから、「また」という表現を使ったのだと思ったし、一方で、「また」ということは、同じことが繰り返されるという風にその子は捉えたのかなと思いました。じゃあ何が欠けていたのかと考えたときに、先ほど麻生川先生から、どうも教員は正解を求めてしまう傾向にあるという話がありました。例えば、学力であれば秋田が高いから、秋田のやり方を取り入れようとするけれども、それはその地域性や実態が違うから、それを取り入れたから、すぐ効果が出るものではないわけですね。それはおそらく防災も同じなのかなと思います。</p> <p>先ほど戸田先生から、どんな力を育てるのかという視点でお話がありました。防災についてもまさにそうで、その子供にとって、防災においてはどのような力が欠けているのかという視点で見えないと、結局実態にそぐわない同じ防災学習が繰り返されるなど、本当はつけなければならない力が、実はつけられていないということが起きるのではないかなと思いました。</p> <p>最近本校では、今村先生がいらっしゃる東北大学災害科学国際研究所の佐藤翔輔先生が取り組んでいる「災害時に生きる力」という調査があるのですが、それを取り入れようとしています。それによって、どのような力がうちの生徒に足りなくて、どういうことに取り組み、力をつければ良いのかということ进行分析した上で、防災教育を行っていく方が、より効率的であり、先ほど麻生川先生がご指摘した時間的なものについても、ある程度解決できるのかなと思いました。</p> <p>そういうことは、教員にも同じことが言えるのかなと思っています。やはり防災を教育する側の教員としてのスキルというところも、実態を把握した上で研修等を行うことが大事なのかなと思います。その実態把握の部分が、これまで抜けていたのかなと思います。</p> <p>どこでも同じような避難訓練、同じような防災教育、同じ資料で同じように繰り返し行われてきたのではないかなという、私自身の反省ではあるのですが、まず一つ考えました。</p> <p>それから二つ目です。実効性のある学校防災体制ということで、他企業の資料は本当に参考になりました。企業は、いろんなことを想定して訓練等をやっている、これについても、先ほど、麻生川先生が地域性や独自性ということをおっしゃいましたが、やはり学校の独自性をしっかり把握した上で行うことが大事だと思います。また、麻生川先生がおっしゃった、「チーム」ということを私も考えていて、今、実際宮城県の学校にある組織や役職として、安全主幹教諭か防災主任は必ず学校にいるわけなのですが、学校によっては防災を1人で担当するということがあり、その方が中心になっていろいろやるのだろうけれども、1人であるがために、いろいろ苦勞しているという実態もあります。</p> <p>例えば、今年から本校ではやっていますが、生徒指導であるとか研究の組織であれば、各学年からその学年の校務分掌として担当が出て、そのチームで動くということがあるわけですが、防災においては意外にそれをやっていなくて、分掌の中で各学年から担当が出て、チームとして学校の防災を考えていくという方法は大事なのかなと思います。それから、生徒指導主事とか、地域連携担当というのが各校に必ずいるわけで、そこうまく連携しながら活用することもできるだろうし、例えば志教育の視点で防災を考えていくということもできるのかなと、あるものを生かすということを考えておりました。あとは岡本先生が言われていた、県教委のサポートという点では、確かにそうだなと思いつつ、でも一方で、現場では管理職の意識が変わればかなり変わるとよく言われますが、県教委として、管理職の校長会とかに働きかけるのは実際のところ難しいだろうと感じています。県教委主催としてできる部分の研修において、今からその種を蒔いて、研修に参加した方々がいずれ管理職の立場になることを想定して、防災についてもしっかりやっていくということが大事なのかなと思います。行政というと、トップダウン的なものをイメージするかと思うのですが、大川小事故検証委員会に参加して、行政の中でも教育職は特別で、どちらかというボトムアップ的な組織ではあるということがわかり、サポートの難しさは他の行政とは違うのかなというのを感じています。以上です。</p>

発言者	内 容
今村 委員長	<p>ありがとうございました。続きまして、増田委員から、御意見を頂戴します。</p>
増田 委員	<p>増田です。よろしくお願いいたします。私からは、地域との防災活動をコーディネートした経験も踏まえて、発言させていただければと思います。</p> <p>2 ページの基本方針1、その中に今後の取組のところの教職員の学びの記述があり、ここに書かれてあることを全職員が実際に研修できたら本当にそれは理想的だと思うのですが、実質的には安全担当や防災主任の先生が代表して研修会に出るということも多いのではないかと思います。そこで、ここの文言に「学んできた内容を職員で共有し、学校防災について見直したり、資質の向上を図ったりする」というような文言が入るのが実質的ではないかと感じながら読みました。</p> <p>また、そのページの現状と課題のところ、若い世代の先生の話が載っていますが、実際のところ震災当時、大きな被害があった学校にいた先生と、それほど被害がなかった学校にいた先生の意識の差というのもあると思います。そこで、その学びを共有して質のよい防災教育を作っていくとすると、平塚先生もおっしゃったように校長先生が強いリーダーシップを発揮して、みんなで子供の命を守ることが大事なのだと、まとめていただくことが必要だと思います。熱心に研修に出て、先生がそれをぜひ伝えたいと思っても、なかなかそのような機会が設けられないまま、宝の持ち腐れということには決してならないようにしていただきたいと思いました。</p> <p>それから3 ページの児童生徒のところでは、定期的な防災学習とか、関心を継続的に高める取組ということがとても大事だと思います。小学生は1年生と6年生でまるで違います。中学生でもやはり1年生と3年生ではまるで違います。その子供たちが、成長の過程に必要な学びを経て、卒業する時には、必要な知識や経験を身につけて巣立っていく。そのようなプログラムを作るというのは、実はとても時間がかかって難しいことではないかと思うのですが、例えば先生方の研修会の時に、子供たちのことを一番よくわかっているのは先生方なので、その先生方に時間をたっぷり取ってワークショップでもしてプログラムを考えていただくのもいいのではないかと思います。</p> <p>今お話したことは、基本方針2にも絡んでくることかと思うので、基本方針1と2の管理職の意識というところが繋がるようにしていただけたらと思います。</p> <p>それから、3 ページの児童生徒のところに戻りますけれども、この会議の前にもう一度、副読本を読んできたのですが、中学生の本の中の10 ページ11 ページを見ていただくと、気仙沼の中学生の卒業の時の言葉が載っています。成田中学校では、私の隣にいる麻生川先生に来ていただいて、震災当時の戸倉中学校の生徒たちがどのような人命救助をしたか、そして、その生徒の卒業式の言葉を映像で見せていただきました。生徒は涙を流しながら心を動かされていました。子供たちにとって同世代の言葉は心を揺さぶるのではないかなと感じています。今若者の語り部さんもたくさんいらっしゃると思うので、その若者の語り部を教育に生かしていくという視点も必要なのではないかと思います。</p> <p>あとはその卒業の言葉の中に「生かされたものとして」という、とても心打たれる文章があります。子供たちが命の危機にさらされているのは災害の時ではなくて、日常のいろいろな時に、いろいろな面で命の危機というのがあると感じています。心に響く防災教育をするということは、生き抜くことの大切さ、命の大切さを伝える本当に貴重な機会になる、そのような視点も持っていただけるといいかなと思います。</p>
今村 委員長	<p>ありがとうございました。各委員から非常に重要な要点、また防災を進めるためのスピリッツですかね。それを御紹介いただきました。</p> <p>私からは形式的なところで指摘、検討の依頼をさせていただきたいと思います。</p>

発言者	内 容
今村 委員長	<p>資料5の1ページ目を改めてみていただきたいのですが、上の方に点線で囲っておりますのが最高裁の指摘事項になります。これが5項目にまとまっているのですが、この5項目が2ページ目以降のどこに反映されているのか。これを明確にした方が良いと思います。</p> <p>例えば、ABCみたいな番号を振っていただいて、これらが当時、どういう状況で、その後の取組の中で改善されたのか？同じなのか？同じであるとすれば今後どのように改善するのか。このような対応関係はしっかりしていただければと思います。</p> <p>もう一つは岡本委員から指摘されたのですが、今回の御指摘はまさに国民としての義務であるという基本的なところに触れていただき、キーワードとしては「安全配慮義務」になります。これを本資料の点線の後ぐらいに入れていただいてもいいのかなと思っております。これが第1点でございます。</p> <p>第2点は、1ページの下の方に基本方針をまとめていただいています。例えば1番に関しては、キーワードとしては、「様々な状況下」での対応能力となります。それを意識していただいて、例えば2ページを見ていただくと、「様々な状況下」というのはどこで謳っているのかというと、一番上に地震・津波・台風と書いてあるはずで、そこを整理していただき、これは現状と課題のところではまとめていただきたいと思います。</p> <p>あとは二つ目のキーワードで「対応能力」になります。これは先ほど増田委員が述べましたが、では「対応能力」とはどういうものをさしているのか？と見ると、明確な定義が示されていないかと思えます。その上で、教職員方、児童生徒がそれを上げるためには、こういう項目が必要だろうというような御説明がよろしいかと思えます。</p> <p>あとは、これも御指摘いただいたのですが、主体者を教職員や児童生徒というくくりでは整理しているのですが、もうちょっとブレイクダウンしてはどうかと思います。校長先生、安全担当主幹・防災主任、一般の先生、職員など、そういうところに期待するところや役割として整理が必要かと思えます。また児童生徒も、低学年とか高学年とか、それぞれの役割というのがあるかと思えます。私の方からは形式的なお願いをさせていただいたところでございました。</p>
今村 委員長	<p>それでは、資料5の後半です。基本方針の3というところで、御意見をいただきたいと思えます。今までは、学校内での取組についての基本方針でしたが、基本方針3では地域との連携ということで、非常に重要なところですが、御覧の通り今現在は1ページというところで、これから内容を充実させていかなければならないというところでございます。</p> <p>では、麻生川先生からお願いいたします。</p>
麻生川 委員	<p>基本方針3ですが、地域との連携による地域ぐるみの防災という形は、本当に重要だということは前にもお話をさせていただきました。戸倉小学校にいた時の被災では、地域と本当に良好な関係ができていたということで、助けていただいたと実感しております。</p> <p>宮城県は非常に地域との結びつきが深い学校が多いのではないかと考えていますが、それは防災というだけではなく、ふるさと教育というような形で文化財の保護とか、それからふるさとの産業などを体験する学習などで協働を進めてきました。まずは、地域と一緒に学校を運営しているというそういう体制を大切にしていく。そのことを基軸として、防災にも広げていくような形の取組が必要なのではないかなというふうに思っています。今、できていることを発展させていくという方向が良いのではないかと思っています。</p> <p>地域と繋がっているということが、お互いの信頼関係を深めるということもあり、避難行動の迅速、冷静な判断だとか、それから非常に弱い立場の子供たちを守る避難とか、そういう形で大きな役割を果たすのではないかなというふうに思っています。</p> <p>県の教育委員会でも、昔から生涯学習課を中心として宮城県らしい協働教育という形で取り組んできている部分がありました。今もそれが繋がっているわけなのですが、その地域との協働で行う</p>

発言者	内 容
麻生川 委員	<p>部分という中に、防災という部分を広げていくということが大切なのかなと思います。</p> <p>またこの間、コミュニティスクールという形で、地域とともにある学校という形のものが進められてきている部分があると思うのですが、防災の論議は、学校防災という形だけではなく、地域の方々にとっても、地域の方々の命を守らなくてはならない大切な取組です。つまり防災は、地域の課題として大切な、大きな問題になっていますので、地域づくりという部分と、学校の防災という部分を共に考えていくことが大切であり、必要なことだと思います。ですから、これは非常に協働していきやすい分野ではないかなというふうに思っています。</p> <p>増田さんの実践やこれまでの取組が参考になるのではないかなと思うのですが、その中で、やはり地域の方々と一緒に命を守るためにどうするのか、一緒に課題を共有するということが大切なんじゃないかなというふうに思います。そのためには、地域の実態把握やこれまでの歴史、災害に関する知見などとともに、地域のリスクというものも、やはり共有するということが大切なのではないかなというふうに思います。ですから、学校で防災体制を作るという部分で、いろいろな計画やマニュアルを作ると思うのですが、やはり中身を地域と共有していくことが必要なんじゃないかなというふうに思っています。</p> <p>基本方針の最初のところに、いかなる災害にあっても児童生徒の命を確実に守る学校防災体制を、すべての学校等で構築するという文章が基本方針の前に出てくるのですが、やはり学校で構築する部分のところは、学校と地域と一緒に構築していくということが大切なのではないかなと思っています。100%守るという部分で、リスクというものがやはりそこに存在するとすれば、その部分も含めた形で地域の方々と話し合っていくということが必要ではないかなと思います。</p> <p>現在、コロナウィルスでいろいろなところからお叱りを受けながら、教育委員会はやっているのですが、やはり子供たちにふりかかるリスクは、地域の方々が大きな関心を持っています。そのことを協働していくエネルギーにしながら、手を携えて子供を守っていきたいと思います。ぜひ、「地域ぐるみの防災」については働き方改革の中で削っていくのではなく、地域の力を借りて学校が運営されていくことで、働き方改革につなげていくという流れを作りたいと考えています。</p>
今村 委員長	<p>ありがとうございました。では続いて岡本委員お願いいたします。</p>
岡本 委員	<p>基本方針の後半について申し上げたいと思います。</p> <p>より実践的な防災教育や訓練として、特に地域との連携というところを重視しているという点は、大変素晴らしい観点であると思っていますので、その方針でぜひやっていただきたいと思い、期待をしております。</p> <p>その上で、やはりいろいろな人が参加していくとか、多くの人に伝承していくことを目的にして考えますと、災害と防災に関する法教育、あるいは判例に関する教訓をしっかりと伝える教育というものを実施していくべきだろうと考えております。例えば大川小学校の事例を含めた、過去の様々な自然災害に起因する裁判例、あるいは、東日本大震災の津波の事例だけでも多くありますけれども、これらを学ぶと、法律的な安全配慮義務であるとか、広くは会社組織や行政組織でどのような内部統制をしていけばいいのか、ガバナンスを作っていけばいいのかというところに帰着するわけです。これらをしっかりと学んでいけるような安全やリスク管理のプログラムを、管理者や経営者だけでなく、新たに組織に加わった職員などの方にもわかるようなプログラムとして実施していくことが大事だろうと思っています。</p> <p>私事で恐縮ですが、自ら災害復興法学という分野を作って、慶應義塾大学を中心に教育活動を実施しています。実はそこには法学部だけではなく、ほとんどの学部の方が参加しています。決して法律に特化した知識だけにはならず、むしろビジネスですとか、様々な行政の政策法務に生かしていただけているという声もいろいろいただきます。</p>

発言者	内 容
岡本 委員	<p>また、長岡技術科学大学ではシステム安全という分野、つまり安全工学における法的な視点というものもお話しさせていただいています。さらに、青山学院大学ではビジネス法務の授業の中でも、様々な津波訴訟の教訓を、経営や管理者の視点でどのように活かすかという視点でお話させていただいております。</p> <p>東北では僭越ながら岩手大学地域防災研究センターの客員教授をしております。立場を活かして災害に関する法律が、東日本大震災以降、どのようにして変わっていったかという軌跡を伝えたいと考えています。法律が変わったということは教訓として残すべきだから法律が変わったわけですから、これはもちろん津波だけではありませんが、災害と防災あるいは復興に関する知恵を伝承するうえで法律の改正の実績を伝えることに取り組みたいと考えています。法律や暮らしに関する知恵や知識というものを学んでいくプログラムというものは、地域を巻き込む上では有用であると思いますし、決して学校の管理者だけに集中して研修するだけではなく、市民や地域を含んだ多くの方への学びに同時になると思っております。実際に学ぶ際には、組織の研修機関などで、災害と法制度に関するプログラムをご提供できると思います。</p> <p>最近の新型コロナウイルス感染症の関係でも、法律上の問題を知ることの重要性を非常に強く感じております。例えば避難所の環境整備などが、感染症対策でもよく言われるようになりまして、段ボールベットだとか、あるいはトイレの環境だとかの整備がむしろ劇的に進んでいるように思うのですが、その背景には、やはり災害救助法という法律があって、過去にずっと積み上げてきた様々な先人たちの知見や、柔軟な法律運用の実績が残っていて、それらが通知、法律、ガイドラインなどにまとめられています。法律を学ぶと、様々な過去の知見を学ぶ骨組みになっていくのかなと思っております。現実には、経営者としてどう判断するのかの指針ともなり、組織の一構成員であれば、管理者不在の場合にどのような判断をすべきなのかという話になっていくわけですね。例えば、裁判例はこういうことを言っていて、実は法律的にはこういうことがポイントになったというところを学んでいくと、災害対策や防災教育を学ぶインセンティブになります。さらに、法律を骨組みとした知識を得た場合、今度は、自分が他の人に伝えていくときに軸になるのではないかと思っております。</p> <p>リスクマネジメント論とか、安全論ということになるかと思いますが、是非そのようなところも、地域の学びの中に取り込んでいただくと、多くの方を巻き込めるのではないかと思います。今回多くの企業の事例に関する資料をいただいたところを踏まえ、私としては強く感じたところでございます。</p> <p>東日本大震災の現場を知らない世代が多くなりまして、私も東日本大震災後に「災害復興法学」を作り、大学で授業を9年間やっていると、東日本大震災の実感のない大学生も授業を受けていたりします。学生たちに対しても、実は法律が当時こうやって変わってきた、というような話をする、身近に真剣に災害に関するニュースを見てくれるようになりまして、今の新型コロナウイルス感染症であるとか、豪雨災害などにも興味をもって見てくれるようになりました。災害と法律の視点を取り込んだ教育プログラムの提供については、私個人としては、協力を惜しまないことはお約束したいと思っておりますので、基本方針3をより実効的にするためのプログラムとして、災害復興法学の観点からの教育プログラムの実践を御提案しておきたいと思っております。</p>
今村 委員長	ありがとうございます。では次に、戸田副委員長お願いいたします

発言者	内 容
戸田副 委員長	<p>地域関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築ということを考えると、学校での防災教育の実践を深化するために、地域の方々の御協力をいただくとか、専門家の御助言をいただくことがとても重要であると思います。</p> <p>もう一つは、地域の方を含めて、地域ぐるみで学校を育てていくと先ほど麻生川委員からお話がありましたように、コミュニティスクールであるとか、あるいは学校安全支援協議会なども宮城県では進められているというふうに聞いておりますので、そういう中で、学校それぞれの課題について検討し、活動していく、そういった学校の教育課題を解決する活動の一環(一課題)として、防災を位置付けることが重要です。防災だけ行うとなると、やはり抵抗感がありますので、既存の、あるいはこれから位置づけられるであろうコミュニティスクールのようなものを位置付けた中で防災教育をやっていく。その中で例えば、学校が避難所になっているが、避難所運営をどうしたら良いか分からない。地域防災計画がどうなっているのか分からない。備蓄がどうなっているのか分からないなど、全国の校長先生からよくそのようなお話を聞きますが、それではいけませんので、そういうコミュニティスクールを生かしながら、防災当局にうまく入っていただいて、防災を検討したときに地域防災計画を確認していく。そういうことで、行政としてこんな準備をしていると。問題点などを確認して協議をして進めていく。そういう普段から、じっくり取り組める組織というのが重要で、それが、汎用的に教育全体の課題を解決するというで位置付けられたらどうなのかと思います。</p> <p>加えて、WHOのインターナショナルセーフスクール認証制度がありまして、幅広い意味で学校安全に地域ぐるみで取り組んでいる。そういうふうなところを認証して、それを続けていただいて、自校の安全の推進に加えて、他のモデルとなっただけで役割を担ってもらおうという制度ですが、その日本版ができていまして、文部科学省も推奨していますが、SPS(セーフティプロモーションスクール)ということで、認証作業などやっておりますので、コミュニティスクールなどでよくやられているところに認証を推奨し、動機付けにしていくということを考えると、防災教育や安全教育を継続し深化する、そういうワンステップになるのではないかと思います。</p> <p>最後ですが、やはり生涯学習の視点で、市民県民含めて幅広く学べるような、そういう拠点がないと、いろんな石碑があつたり震災遺構があつたりするのですが、記憶や記録というのがだんだん薄れていくと思います。ですから、そこを活かしながら、学ぶ、勉強する、研究する、あるいはボランティアの方々がそこに寄って、何かあつた際には集まる拠点になる。そういう東の「人と防災未来センター」というようなものがあると、東日本大震災の被害や教訓を伝え活かした防災(安全)教育が長く持続できると思います。そういう大きなものが、(知事のレベル、内閣府、国土交通省のレベルかもしれませんが、)せつかく間もなく東日本大震災から10年になるという節目のところで、大きく構想していただいて、宮城県に作っていただけないだろうかと思ひます。それは教育委員会の方ではないと言われるかもしれませんが、やはりそこは今村先生が国連の仙台宣言を作られた方ですし、防災研究の第一人者である今村先生から知事に要望書を出していただくとか、あるいは内閣総理大臣に出すとかということではできないでしょうか。宮城県では、中学生が発案をして千年後の人々にということで「千年いのちの石碑」建立を発案し多くの方々の支援を得て、間もなく最後の21個目ができると聞いています。中学生だってそういうことで頑張っているんで、ぜひ、東日本大震災の教訓を風化させない、そしてより発展させていって、様々なところで人々の役に立つというような施設、センターというのを、本検討会議から、私たち大人が構想し、大きな行政的な支援もいただいて作っていただけるようなきっかけにして欲しいなと思ひます。以上です。</p>
今村 委員長	<p>ありがとうございました。それでは、平塚委員お願いいたします。</p>



発言者	内 容
平塚 委員	<p>それでは3番目の地域や関係機関等との連携、それから学校防災体制の構築という点でお話しさせていただきます。まず、連携についてですが、もちろん地域との連携、これは大事だと思いますが、学校間の連携も大事です。先ほどあるものを利用するという話をしたのですが、一つの例として、石巻市などで取り組んでいる例を紹介します。各学校から選ばれた安全担当主幹教諭や防災主任が、ワーキンググループというのを作りまして、そのワーキンググループで各校のマニュアルをチェックしたり、それから、実際の研修を企画したりという、学校を超えた連携です。また名取市においても、やはり安全担当主幹が中心となって、研修会を企画し運営したりしています。そういった連携もありかなと思っています。</p> <p>それから今、麻生川先生から話のあったコミュニティスクールですが、これについても当然生かせるものだと思いますし、それから、戸田先生からあったSPSの件ですが、石巻市では、SPS認証校を増やしているところです。この会の一番初めにもらった資料、文科省から令和元年12月5日に出た実践的な防災教育推進の3番目、家庭・地域・関係機関との連携協働の中で触れられていましたが、無理なく始められ、災害安全、生活安全、交通安全、三つの安全領域の中で、要は安全の基本というのは本質的なところは同じだから、取り組みやすいところから取り組んで、3年から9年というスパンで見えていくというシステムです。そういう形でなじませるといふか、学校に防災をなじませていくというイメージで、安全について考えていくわけです。そういう視点も大事なのではないかと思います。</p> <p>それから、先ほど岡本先生が言われたとおり、知らない世代が増えている中で、この間ちょうど防災の話をしてくれと言うことである県に呼ばれました。そこはしばらく災害が起きてないところで、その大学の先生が非常に嘆いていたのは、他ではいろいろ災害が起きているのに、なかなか自分事として捉えてもらえないということでした。</p> <p>私の原点は、大川小の遺族であるおじいさんが、「先生。なんで大川小のことがこんなに有名になったのに、洪水とかで人が死ぬんだべね」という話があって、そこからいろいろ考え始めたのですが、（講話依頼のあった）その県では、どうやって自分事として捉えてもらえるかということはこの（大学の）先生も一生懸命考えていました。</p> <p>宮城県も震災が来る前はそうだったと思うのですが、例えば津波については、その1年前のチリ地震津波があって、それまでの津波の概念をあそこで書き換えられた人が多くいて、それにより被害が増えたという側面もありました。そういったことについても、やはりいろいろな専門家との連携が大切と考えます。例えば、東北大では脳科学の杉浦先生に関わっていただいて、そういう脳科学的なアプローチを行っている。大阪教育大学の豊沢先生は、心理学的なアプローチで、バイアスについて考えるなど、違う視点を防災教育に持ち込んでいる。そういう視点から入ることによって、災害イメージーションが持てなかったり、実感がともなわなかったりする子供たちや大人に、災害を自分事として捉えてもらうことができるのではないかと思います。</p> <p>その（講話依頼を受けた）県でその先生がおっしゃっていたのは、例えば津波のイメージがないから、波が海の波のように来る、押し寄せてくるのではないかというようなイメージを持っているということでした。本県の「未来への絆」を見ていたら、波のような絵が描かれていて、全然知らない人がこの絵を見たときに、これが津波と思ったらずいいのではないかと思います。実際津波を経験した人は水の壁がやってくるという表現をしていますけれども、例えばそういうところから、間違ったイメージだとか理解が、学習として定着するのはまずいのではないかと思います。それは大川小のことも言えて、例えば、津波が来るまでには50分ぐらいあるのではないかという情報が、大川小バイアスになりはしないかと危惧しています。あと、防災教育で考えると、例えば机の下にもぐる際、何で頭を隠すのだろうとか、そういう基本的なところがちょっと抜けていたりして、なぜその行動をとるのかといった意味を考えたりするアプローチも必要かなと思います。</p>

発言者	内 容
今村 委員長	<p>ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。</p>
増田 委員	<p>私からは、地域との連携や組織づくりに難しさを感じているという記述のところをポイントにお話したいと思います。</p> <p>またちょっと副読本の話になるのですが、副読本の小学一年生の中に、私たちを守る地域の人々という項目、それから3、4年生には町の防災施設・標識、5、6年生には、地域の防災訓練に参加しよう、中学校では、避難者の一員として、地域の一員としてできることという項目があります。</p> <p>今どこでも、地域の防災活動というのがあると思います。その時にそれに合わせて事前にその項目のところを学習し、子供たち、そして保護者の方に、このような学習をしたので、ぜひ来週の防災活動に親子で参加してくださいという呼びかけをする。そういうことでもいいのではないかと、もうそれは組織づくりということをする前にできることではないかなと思います。</p> <p>私は町内会の方達と関わっていて、自分たちが企画したものに、子供たちや地域の人がたくさん来てくれることほど嬉しいことはないと感じています。学校がこんなに協力してくれて声をかけてくれたとなったら、ぐっと学校への協力体制の気持ちが高まります。</p> <p>小さな一歩を、この副読本とかを生かしてやるのがいいのではないかと思います。</p> <p>平塚先生も何度も何度もおっしゃっていましたが、あるものを有効に活用して、そしてタイミングを逃さずにやる。そのような仕組みを作ると良いと思います。</p> <p>最後になりますが、今村先生が最初におっしゃった、この資料の1ページ目のところがやっぱりとても大事で、私たちはこの痛みや反省のもとに立って出発しているのだという、このことを心に刻むことで、よりみんなが活動に真剣になると思います。それだけではなくて、千年に1度と言われる災害を経験した宮城県だからこそ、発信できるもの、先進的な取組を真っ先に作るという意気込み、前向きなエネルギー、この反省と前向きなエネルギーの二つを両輪にして、是非この学校防災体制というものをいいものにしていただきたいと思います。以上です。</p>
今村 委員長	<p>ありがとうございました。貴重なご意見をいただきました。</p> <p>最後に私からは、基本方針3、地域が関係機関との連携というところで、対象が広すぎるかなと思います。連携の相手としては、同じ教育機関として大学との連携、あとは自治体防災担当、地域住民が居られるかだと思います。企業さんとか、地域でのいろいろな活動をやっている方ということで、もうちょっと整理していただいて、それぞれの課題をまとめていただきたいと思います。それぞれ、連携であればニーズとそれに対するシーズがあると思います。また、連携の体制としては、それぞれの特徴を活かして補って活動するパターンと、あとは一緒に模索しながら解決するパターンなどがあると思います。そのように分類すると、もう宮城県はさまざまな事例がありますので、方針としては立てやすいのかなと思います。</p> <p>大学においても研究と教育においては、活動や目標がクリアに整理されていますが、もう一つの社会連携部で幅が広すぎて難しい面があります。とてもやりづらい成果がまた見づらい見づらいところがあると思います。連携の相手先の情報をインプットするところと、どのようにアウトプットするかという位置付けでやり続けているという感じです。</p> <p>ここはもう一歩、防災活動をするためのパートナーとして、もうちょっと皆さんと考えていけないかなと思っておりました。</p> <p>おそらく次回は、基本方針1から3のご意見いただきましたので、特に3のところは、さらにリサーチの方を進めていただければと思います。ありがとうございました。</p> <p>全体を通じて、最後に発言いただければと思いますが、よろしいですかね。</p> <p>それでは事務局の方に、またご意見等いただければと思います。</p>

発言者	内 容
今村 委員長	<p>それでは本当に多くの御意見をいただきました。この基本方針をまとめる際に参考になったと思います。次回はいよいよまとめるということになります。</p> <p>では以上で、討議の方は終了させていただきます。続いて、「(3) その他」に移らせていただきます。事務局から、「今後のスケジュール案」について、説明願います。</p>
伊藤 学校安全 ・防災 専門監	<p>その他事務局よりご説明します。</p> <p>次回の会議は10月29日木曜日の16時からを予定しております。</p> <p>今後の作業スケジュール等につきましては、追ってメール等で御連絡したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
今村 委員長	<p>それでは、予定の項目は全て終了しましたので、事務局の方にマイクをお戻ししたいと思います。</p>
田畑 スポーツ 健康課 総括	<p>皆様たいへんお疲れ様でございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第3回学校防災体制在り方検討会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。</p>